

令和7年10月26日執行
川崎市長選挙
川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障

害者支援施設及び指定保護施設における

不在者投票の事務処理要領

川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の投票用紙への記載のしかた、投票用紙の色等は、次のとおりです。

1 川崎市長選挙

- 候補者1人の氏名を自書します。
- 投票用紙の色は白色、文字は黒色で印刷されています。

2 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

- 候補者1人の氏名を自書します。
- 投票用紙の色はクリーム色、文字は黒色で印刷されています。

川崎市・区選挙管理委員会

目 次

I はじめに

1	不在者投票制度とは	1
2	「指定病院等」とは	1
3	今回の選挙において「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは	1
4	不在者投票管理者とは	2
5	留意していただくこと	3
6	今回行われる選挙は	4
7	不在者投票の流れ	5
8	選挙管理委員会と「指定病院等」との文書のやりとりに係る宛名ラベルについて	6

II 事務処理について

1	事務処理に使用する様式について	7
2	「投票用紙等」の請求	7
3	「投票用紙等」の交付	8
4	不在者投票ができる期間及び時間	8
5	投票記載場所の設備	9
6	立会人	9
7	不在者投票の方法	10
8	外部立会人の選定手続について（川崎市内に所在する「指定病院等」用）	15
9	経費の請求	16
10	特殊な投票や手続	17
11	使用する様式等	19
	[不在者投票手続関係]	
●	第1号様式 依頼書	21
●	第2号様式 投票用紙等交付請求書	22
●	第2号様式の2 投票用紙等交付請求書別紙	23
●	第3号様式 請求書（兼宣誓書）	25
●	第4号様式 経費請求書	26
●	第5号様式 不在者投票者氏名等一覧	28

(その他の参考様式)

● 不在者投票証明書	29
● 不在者投票証明書用封筒	29
● 投票用紙等の送付について	30
● 外部立会人選定依頼書	31
● 外部立会人選定通知	32
● 立会人選任書	33
● 立会人承諾書	34
● 投票用紙等請求用宛名ラベル	35

○ 参考 「指定病院等」における代理請求による不在者投票の 処理方法	37
---------------------------------------	----

III 資 料

1 「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集	38
2 平成14年9月26日付け各不在者投票指定施設の施設長宛て 通知	43
3 不在者投票チェックリスト（指定施設）	45
◎ 川崎市・区選挙管理委員会所在地等一覧表（問い合わせ先）	52

I はじめに

1 不在者投票制度とは

選挙人が選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前でも投票することができるよう設けられた制度です（公職選挙法の改正により、期日前投票制度が創設され、平成15年12月から施行されましたが、「指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設（以下「指定病院等」といいます。）」における不在者投票は従来どおりです。）。

2 「指定病院等」とは

不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をいいます。

3 今回の選挙において「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは

川崎市長選挙（以下「市長選挙」といいます。）は市長選挙の選挙権を有する人で、川崎市のいずれかの区の選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

また、川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙（以下「市議会議員川崎区補欠選挙」といいます。）は市議会議員川崎区補欠選挙の選挙権を有する人で川崎区の選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

なお、選挙人名簿への登録の確認は、各区の選挙管理委員会（市内の区の選挙管理委員会の所在地等については、巻末の一覧表を参照してください。）にお問い合わせください。

所 在 区 分	<u>区域内</u> の「指定病院等」 に入院（入所）中	<u>区域外</u> の「指定病院等」 に入院（入所）中
歩行可能な人 （外出可能）	できない（×） （注4）	できる（○）
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	できる（○）	できる（○）

- (注1) 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。なお、歩行可能（外出可能）な選挙人の名簿登録地と「指定病院等」の所在地が同じ区内にある場合で、投票区の区域が同じであるかどうか不明な時には、「指定病院等」が所在する区選挙管理委員会へお問い合わせください。
- (注2) 平成25年7月1日以後に公示又は告示された選挙から、成年被後見人の方の選挙権が回復しました。貴病院、貴施設に成年被後見人の方がいらっしゃる場合には、回復された選挙権が円滑に行使できるよう、投票用紙の代理請求など不在者投票に係る手続について遺漏がないよう御注意ください。
- (注3) 選挙権年齢は満18歳以上ですが、満18歳かどうかの算定は、不在者投票を行う時点ではなく、投票日時点で行うこととされています。なお、年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされていますから、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することとなります。
- (注4) 原則歩行可能な人で「区域内」の「指定病院等」に入院（入所）中の方は不在者投票ができませんが、台風などの天災・悪天候により外出困難な場合には、不在者投票を行うことができます。

4 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院（入所）中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（1ページの3参照）に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地の川崎市の区選挙管理委員会の委員長（以下「区選管委員長」といいます。）に対して「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の区選管委員長から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備（9ページの5参照）をすること。
- (4) 投票の立会人（1人以上）を選び、投票に立ち合わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、又、汚損及び破損はないか等について点検した後、投票させること。

- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を直ちに区選管委員長に送致（直接持参するか又は郵便等（※）により送付）すること。

※ 「郵便等」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便を言います。

したがって、「投票用紙等」を送付する際は、日本郵便株式会社又は特定信書便事業者を用いてお送りください。宅配便などを御利用になる場合は、必ずその事業者が特定信書便事業者に該当しているかどうかを御確認ください。なお、選挙期日（投票日）までに必ず到達する必要があるため、土・日・休日も配達される速達やレターパックプラス等を御活用ください。特に不在者投票管理者が区の選挙管理委員会に「投票用紙等」を送付する場合には、レターパックプラスを活用するなど配達記録の残る送付方法が望ましいです。

5 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務の他にこの仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の基本をなすものであることを十分に御認識のうえ、御協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適正な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由及び公正を心がけ、投票の秘密保持を期し、又、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。
- (3) 投票の終わった「投票用紙等」は、直ちに区選管委員長に送致（直接持参するか又は郵便等により送付）してください。その際、誤って県又は市の選挙管理委員会宛てに送付することのないよう御注意ください。

6 今回行われる選挙は

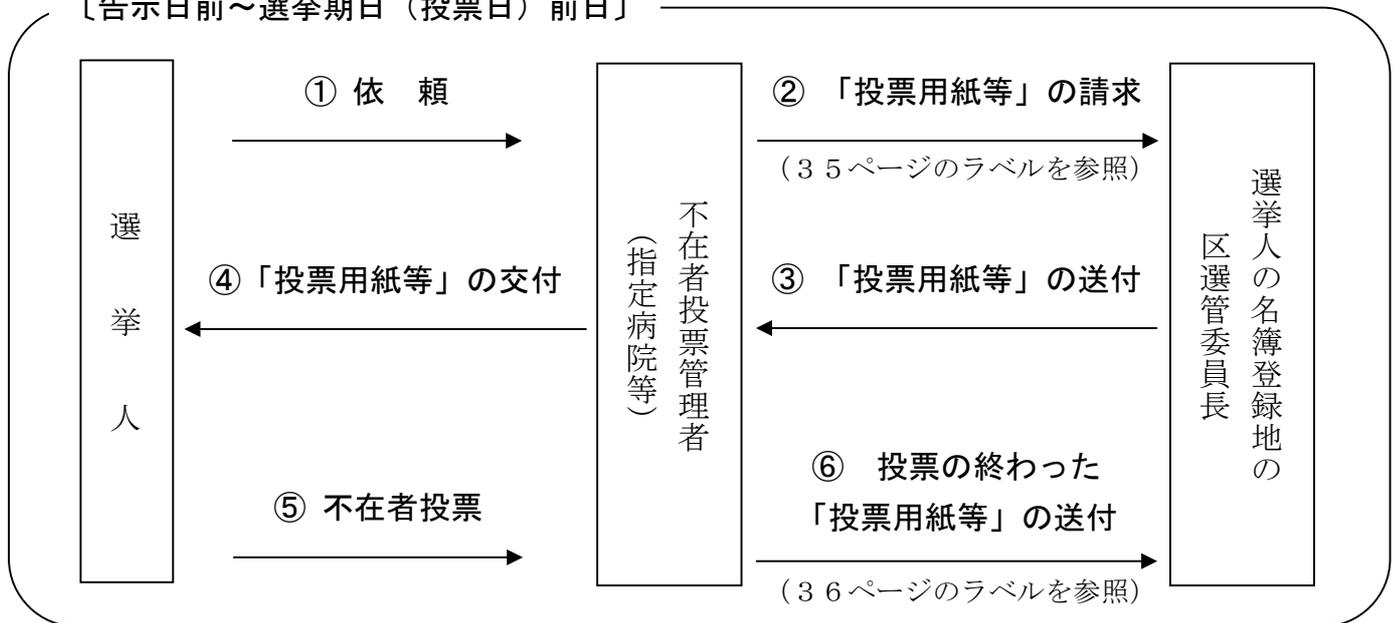
今回行われる選挙は次のとおりです。

名 称	市 長 選 挙	市議会議員 川崎区補欠選挙
選 挙 期 日 (投 票 日)	令和7年10月26日(日)	
投 票 用 紙	投票用紙の色は白色、 文字は黒色で印刷されています。	投票用紙の色はクリーム色、 文字は黒色で印刷されています。
投 票 方 法	候補者1人の氏名を自書します。	
告 示 日	令和7年10月12日(日)	令和7年10月17日(金)
「指定病院等」におい て不在者投票ができ る 期 間 及 び 時 間	令和7年10月13日(月)～ 令和7年10月25日(土) 午前8時30分～午後5時00分	令和7年10月18日(土)～ 令和7年10月25日(土) 午前8時30分～午後5時00分
経 費 請 求 期 限	令和7年11月25日(火) 必着 (選挙期日(投票日)後30日まで)	

7 不在者投票の流れ

「指定病院等」における不在者投票の大まかな流れは次のとおりです。

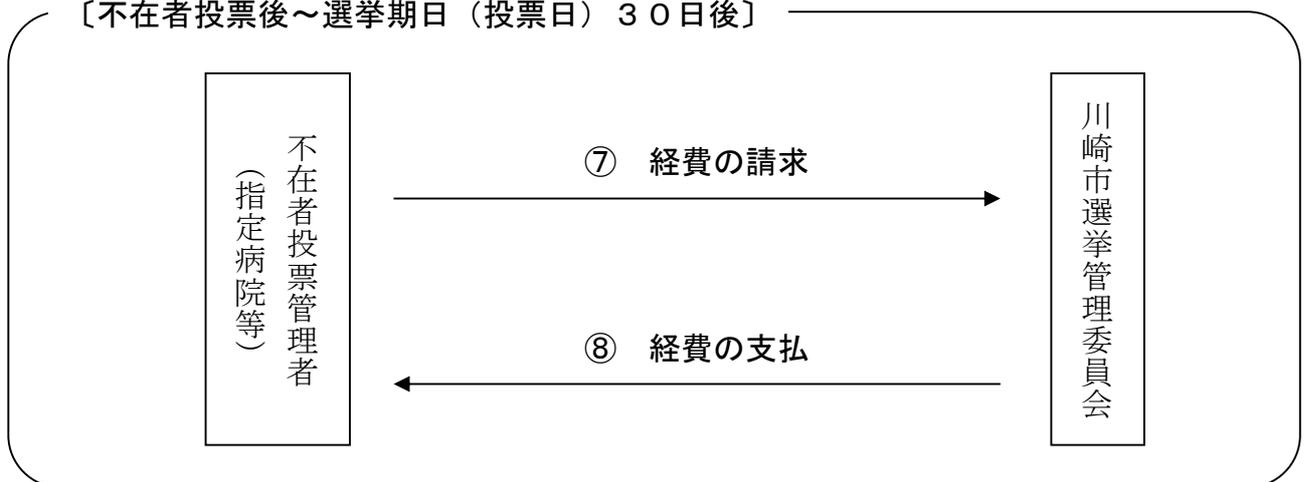
〔告示日前～選挙期日（投票日）前日〕



※ 「投票用紙等」の請求（②）及び投票の終わった「投票用紙等」の送付（⑥）は選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に行ってください。

「投票用紙等」の請求先及び送付先を誤ってしまうと、投票ができないあるいは投票が無効になってしまうことがありますので、誤りのないようにお願いします。

〔不在者投票後～選挙期日（投票日）30日後〕



※ 不在者投票後は経費（外部立会人の立会に要する経費を含む）の請求（⑦）をしていただくこととなりますが、今回行われる市長選挙及び市議会議員川崎区補欠選挙の場合、経費の請求先は川崎市選挙管理委員会です。

- 8 選挙管理委員会と「指定病院等」との文書のやりとりに係る宛名ラベルについて
「指定病院等」が、市長選挙及び市議会議員川崎区補欠選挙に係る不在者投票に
関して、選挙管理委員会と文書のやりとりを行うのは前項7の②⑥⑦の3つです。

〔7 不在者投票の流れ（再掲）〕

- ② 「投票用紙等」を「区選管委員長」に請求

- ⑥ 投票後、「投票用紙等」を「区選管委員長」に送致（直接又は郵便等）
⇒ 「投票用紙等」のやりとりはすべて区選挙管理委員会と行います。

- ⑦ 不在者投票後、川崎市選挙管理委員会に経費を請求
⇒ 経費請求におけるやりとりは市の選挙管理委員会と行います（経費の請求
については16ページに記載しています。）。

「投票用紙等」の請求先及び送付先誤りを防止するため、区選管委員長との「投票用紙等」のやりとり（上記②⑥）をする際には、35・36ページに記載している投票用紙等送付用ラベルを宛名ラベルとして御活用いただき、送付先誤りのないようにお願いします。

Ⅱ 事務処理について

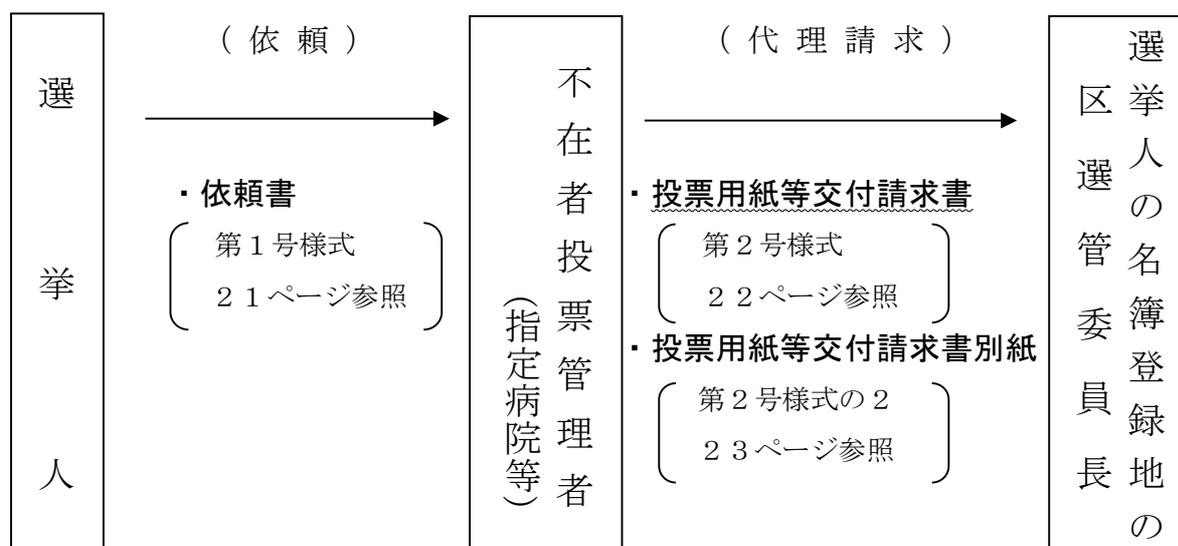
1 事務処理に使用する様式について

市選挙管理委員会のホームページからダウンロードして御使用ください。

ホームページアドレス

(<https://www.city.kawasaki.jp/910/page/0000180952.html>)

2 「投票用紙等」の請求



- (1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日まででき、選挙期日の告示の日前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、必ず**依頼書**（第1号様式、21ページ参照）を選挙人から提出させ保存しておいてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由（1ページの3参照）に当たると認定した場合には、**投票用紙等交付請求書**（第2号様式、22ページ参照）及び**投票用紙等交付請求書別紙**（第2号様式の2、23ページ参照）に必要事項を記入の上、**「区選管委員長」に対して**直接又は郵便等で請求してください（市内の区の選挙管理委員会の所在地については、巻末の一覧表を参照してください。）。
- (4) **投票用紙等交付請求書**の「施設の名称」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。
また、選挙人が点字で投票を行う場合には、「点字希望」欄にチェックしてください。
- (5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(6) 「投票用紙等」の請求方法は、選挙人が「指定病院等」の長に区選管委員長への請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら区選管委員長に請求する方法があります。この場合には、**請求書（兼宣誓書）**（第3号様式、25ページ参照）により区選管委員長に対して直接又は郵便等で請求することになります（以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

3 「投票用紙等」の交付

前ページ2の方法で請求すると、区選管委員長から選挙期日の告示の日の翌日以後、次の諸用紙が直接交付されるか又は郵送等をもって送付されます。

なお、市議会議員川崎区補欠選挙の選挙期日の告示は、市長選挙の選挙期日の告示の5日後になりますので、同選挙の不在者投票をする場合、投票用紙等の送付は、この日以後に一括して行います（4ページの6参照）。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、不在者投票管理者は、「投票用紙等」を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。

なお、不在者投票をする期日を定める場合（次の4を参照）、その期日まで不在者投票管理者が「投票用紙等」を保管することは、選挙人における保管が困難と判断され、選挙人の了解を得て保管するのであれば差し支えありません。

《選挙人が自ら請求した場合は、これらの諸用紙の他に不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、当該選挙人はこの不在者投票証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

4 不在者投票ができる期間及び時間

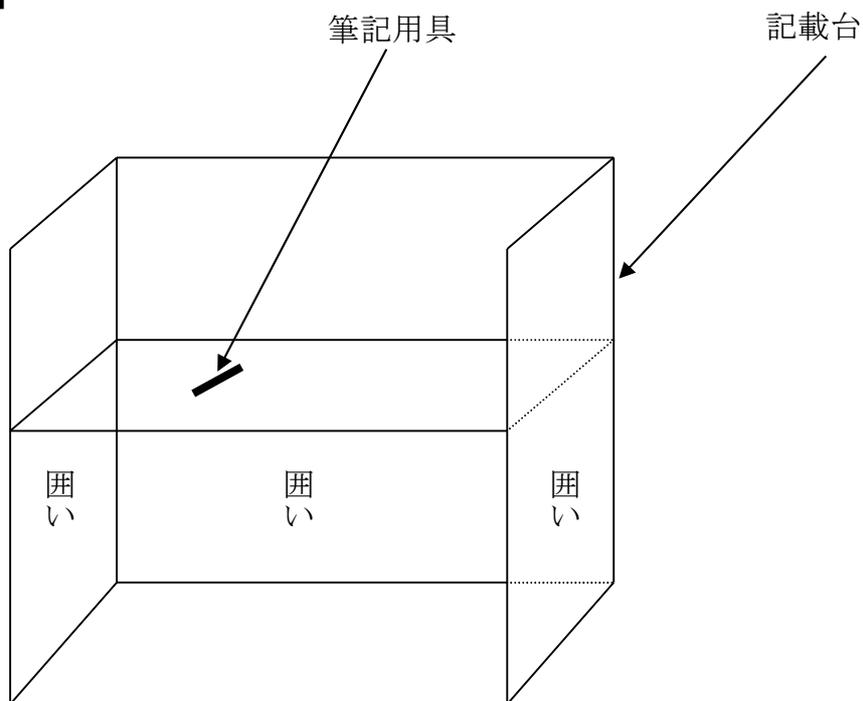
選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日までの、毎日午前8時30分から午後5時までです（4ページの6参照）。

なお、この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

5 投票記載場所の設備

不在者投票管理者は、「指定病院等」の施設内に、投票の秘密を保持するために他人が選挙人の投票を見ることができず、また投票用紙の交換その他の不正が行われないよう、相当な設備をしなければなりません。

【設備例】



また、投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することは一切できません。

なお、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドの上で投票することができます（この場合は、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。）。

(注) 投票記載場所に特定の候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者に投票を促すような行為は、投票干渉罪として1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

6 立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する人を立ち合わせなければなりません。立会人不在で行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。また、立会人は、不在者投票

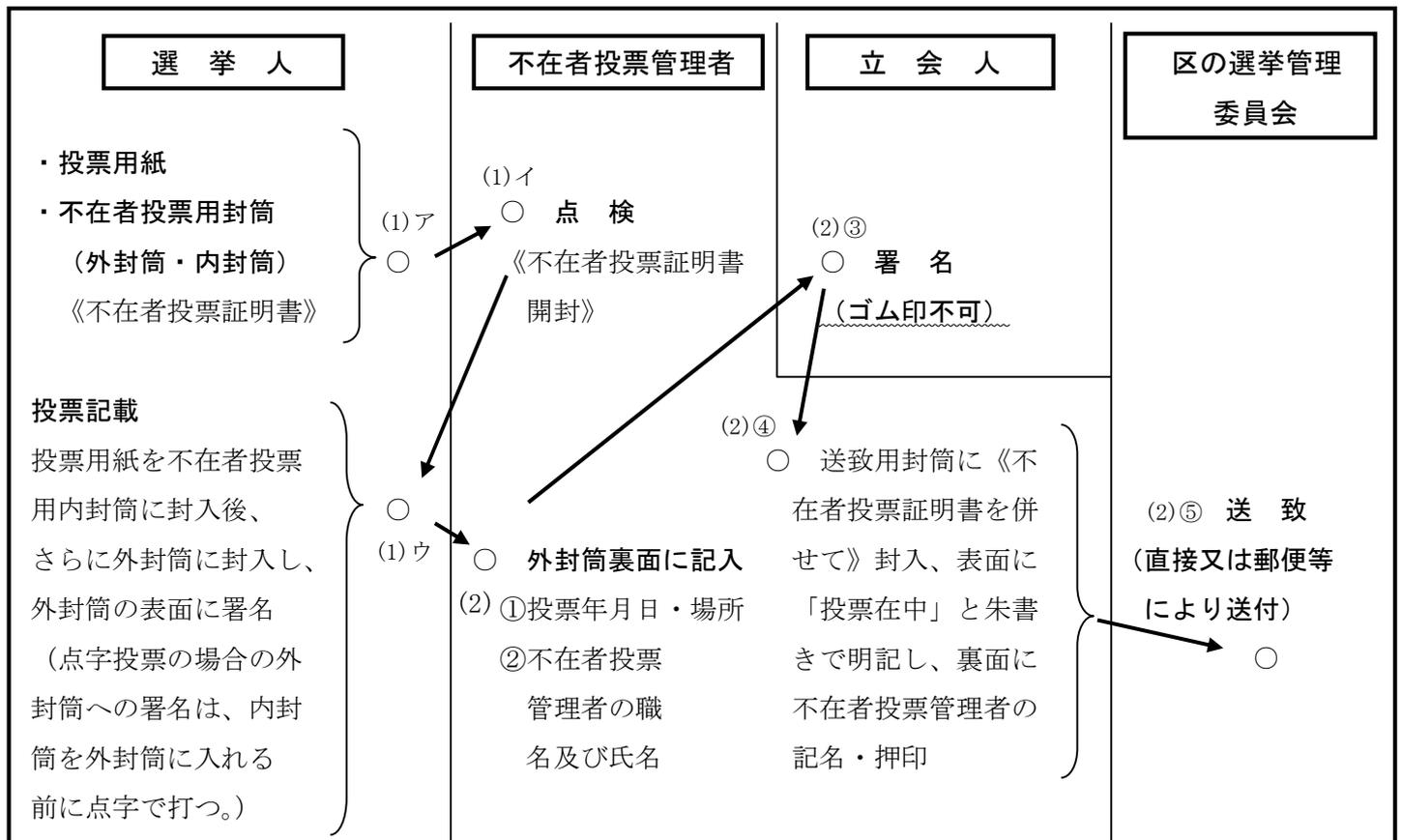
管理者（不在者投票管理者の補助執行者を含む）、代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権（年齢満18歳以上の日本国民）を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

○ 外部立会人

平成25年の公職選挙法等の改正により、不在者投票管理者は市区町村選挙管理委員会（川崎市にあっては区の選挙管理委員会）が選定した者（以下「外部立会人」といいます。）を立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施を確保する努力義務が課せられました（今回の市長選挙及び市議会議員川崎区補欠選挙における外部立会人の選定手続については15ページに記載しています。）。

7 不在者投票の方法



(注) 《不在者投票証明書》の関係は、選挙人が自ら区選管委員長に対して「投票用紙等」を請求し、交付された場合です。

(1) 不在者投票の手續

ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする人が、「投票用紙等」を交付された選挙人であるか否か確認してください（8ページの3参照）。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合には、不在者投票証明書によって確認してください。》

イ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合には、「投票用紙等」の他に不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうか併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

ウ 投 票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、

- ①選挙人自ら投票用紙に当該選挙の「**候補者1人の氏名**」を記載させ、
- ②これを不在者投票用**内封筒**に入れて封をさせ、
- ③さらにこの内封筒を不在者投票用**外封筒**に入れて封をさせ、
- ④外封筒の表面に必ず**署名**させて提出させてください。

点字投票があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、**内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。**

なお、**不在者投票用外封筒の表面の署名**は、次の代理投票の場合を除くほか、**選挙人に必ず自書**させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したりしないようにしてください。また、署名の下に押印したり、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

エ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事情により「候補者1人の氏名」を自書できないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票をさせることができます。

この場合、口頭による申請でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は、次の手順により行わせることになります。

- ① 立会人の意見を聴いて、不在者投票管理者が管理する投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2人(※)を定めてください。なお、不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。
- ② 定めた2人の補助者のうち、1人を立ち会わせての上で、他の補助者1人に投票記載場所で、選挙人の指示する「候補者1人の氏名」を記載させてください。
- ③ 補助者に、記載した「候補者1人の氏名」を選挙人に示させたいうえ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせてください。
- ④ 補助者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させてください(補助者の氏名は書かないでください)。
なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いた上で、拒否することになります。

※ 平成25年の公職選挙法等の改正により、代理投票の補助者の要件が、不在者投票管理者が管理する投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めることとされました。

選挙人の家族や付添人等は、代理投票の補助者となることはできないため、投票記載場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできません。

したがって、補助者は、投票記載場所における投票手続に入る前に、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、選挙人本人の意思確認の方法について事前打合せを行うなど、適切に御対応ください。

また、代理投票が認められる選挙人の様子は様々であることから、投票記載場所における投票手続に入った後、選挙人本人の意思確認に当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく対応いただくことが重要になってまいりますので、その意思確認に十分努めてくださいますようお願いいたします。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、

- ① 投票した年月日及び場所を記載し、
- ② 不在者投票管理者の職名及び氏名を記載したいうえ、
- ③ 投票に立ち会った立会人に署名させてください(記載例14ページ)。

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、**立会人の氏名は必ず署名**させてください。

- ④ 不在者投票管理者はこの不在者投票用外封筒を《選挙人が自ら請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に不在者投票管理者名を記名して印を押します。
- ⑤ 直ちに**選挙人の名簿登録地の区選管委員長に送致**（直接持参するか、又は郵便等により送付）してください（「郵便等」の詳細は、3ページの※印を参照してください。）。不在者投票は不在者投票管理者から区選管委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されますが、選挙期日（投票日）の投票所を閉じる時刻（午後8時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を持って御対応ください。

【自書が必要な用紙類等】

用紙類等	自書を要する部分	自書をする人
依頼書 (第1号様式・P21参照)	「選挙人住所」欄、「選挙人氏名」欄 及び「生年月日」欄	選挙人(代理人が記載する場合を除く)
《請求書(兼宣誓書)》 (第3号様式・P25参照)	《事務処理欄を除く、記載が必要な部分》	《選挙人(選挙人が自ら「投票用紙等」を請求する場合のみ)》
投票用紙	「候補者氏名」欄	選挙人(代理投票を除く)
不在者投票用外封筒	封筒の表面の「投票者氏名」欄	選挙人(代理投票を除く)
	封筒の裏面の「立会人(署名)」欄	立会人

(3) 未使用の「投票用紙等」の返還について

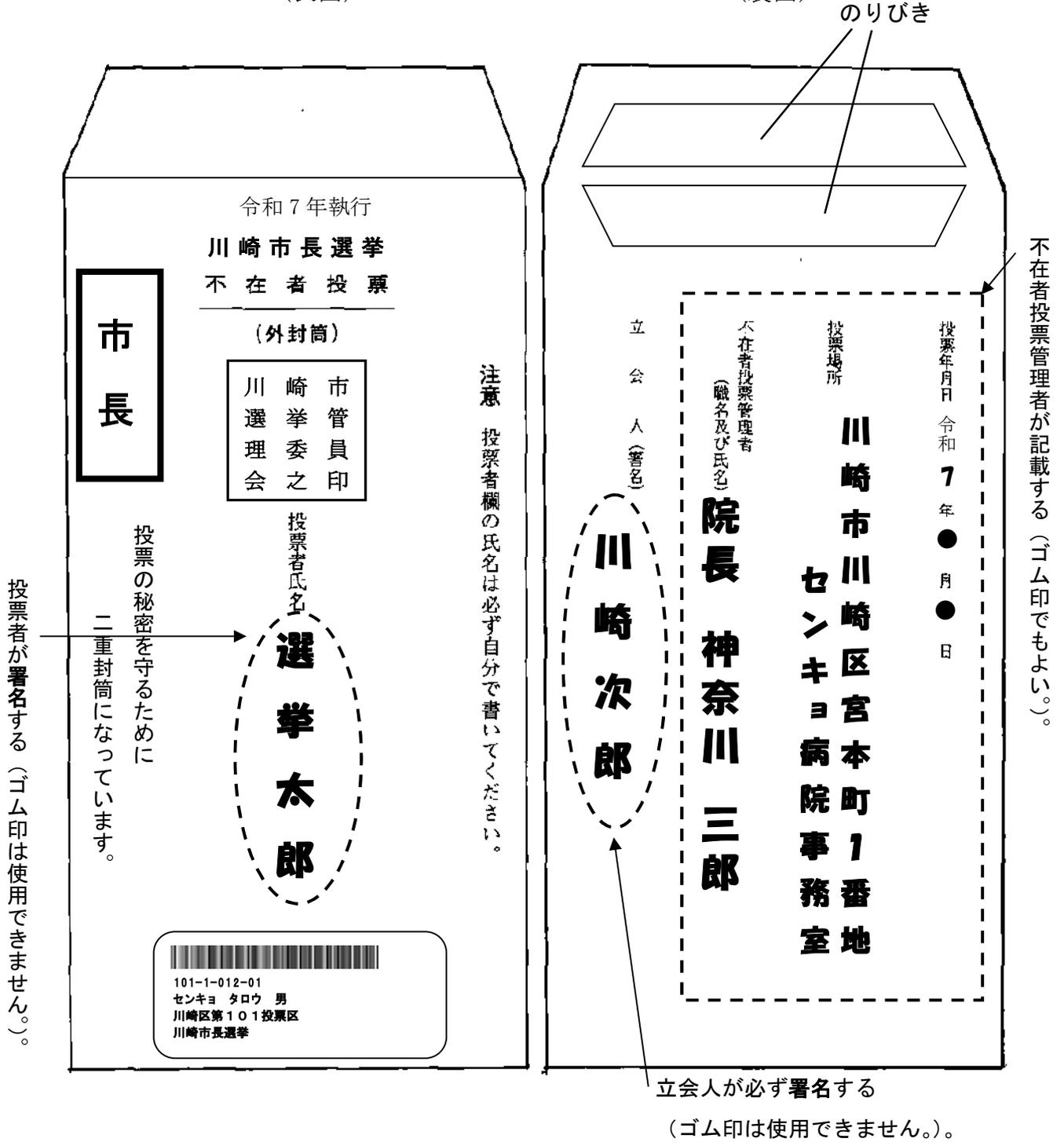
選挙人が退院その他により投票しなかったときは、直ちに「投票用紙等」を選挙人の名簿登録地の区選管委員長に返還してください。また、不在者投票が出来る期間が終了したために投票用紙等を使用しなかったときも、破棄せずに必ず選挙人の名簿登録地の区選管委員長に返還してください。なお、返還の際には、投票しなかった選挙人の氏名等もお知らせください。

投票用紙及び投票用封筒を選挙人の名簿登録地の区選管委員長に返還すると、当該選挙人は投票日当日に投票所まで行けば投票することができます。返還されないと投票所へ行っても投票することができません。

〔不在者投票用外封筒の記載例〕

(表面)

(裏面)



8 外部立会人の選定手続について（川崎市内に所在する「指定病院等」用）

平成25年の公職選挙法等の改正により、不在者投票管理者は不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされたことについては既述（10ページ参照）のとおりですが、今回執行の市長選挙及び市議会議員川崎区補欠選挙において、川崎市内に所在する「指定病院等」における外部立会人の選定手続は次のとおりです。

- (1) 外部立会人の選定を依頼する場合は、「指定病院等」が所在する区選挙管理委員会宛てに、電話にて御連絡ください。連絡を受けた区選挙管理委員会から外部立会人選定依頼書（31ページ参照）を送付いたしますので、必要事項を記入し送付してください。

なお、依頼の連絡をされる際、あらかじめ外部立会人が立ち会う不在者投票の実施日時の候補を決めておいてくださいますようお願いいたします。

※ 外部立会人には、選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票の手続きに立ち会っていただきますが、不在者投票に関する手続きの全てについて最終的な決定権を持つのは不在者投票管理者であることに御留意ください。

(注意) 不在者投票の実施日直前など急な選定依頼の場合、外部立会人の選定ができない可能性がありますので、選定依頼をする場合は、選定手続に必要な期間を考慮して御連絡くださいますようお願いいたします。

- (2) 区選挙管理委員会は、「指定病院等」からの外部立会人選定依頼を受け、外部立会人となるべき者を選定した後、当該「指定病院等」宛てに以下の書類を送付します。

- ①外部立会人選定通知（32ページ参照）
- ②立会人選任書の様式（33ページ参照）
- ③立会人承諾書の様式（34ページ参照）
- ④経費請求書（第4号様式、26ページ参照）

- (3) 「指定病院等」においては、不在者投票の当日、立会い業務を開始する前に、外部立会人となるべき者に対して、**立会人選任書**及び**立会人承諾書**を渡し、外部立会人となるべき者が必要事項を記入した**立会人承諾書**を受領してください。

- (4) 立会い終了後、外部立会人に対して、謝金及び旅費（以下「謝金等」といいます。）を支払った場合、外部立会人から謝金等の領収書を受領してください。今回執行の市長選挙及び市議会議員川崎区補欠選挙において、外部立会人に支払った謝金等の経費については、「指定病院等」の所在地にかかわらず、川崎市選挙

管理委員会から支給されます（支給額や経費の請求方法については、次項を参照してください。）。

※ なお、当該経費とは別に、不在者投票に要する経費（不在者投票を行った選挙人1人につき1,236円）についても、川崎市選挙管理委員会から支給されます。

9 経費の請求

今回執行の市長選挙及び市議会議員川崎区補欠選挙においては、「指定病院等」に対して、次の経費が支給されます。いずれの経費についても**請求先は川崎市選挙管理委員会**です。

- (1) 不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,236円）の請求手続
「指定病院等」において不在者投票をした選挙人1人につき1,236円が、不在者投票経費として川崎市選挙管理委員会から支給されます。

〔請求手続〕

「指定病院等」の長（＝不在者投票管理者）は、所定の手続が終了した後で、不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,236円）の経費請求書（第4号様式、26ページ参照）に、

- ① 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式、28ページ参照）

（「指定病院等」で投票用紙等交付請求書別紙（第2号様式の2、23ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）

- ② 区選管委員長名入りの「投票用紙等の送付について」（30ページ参照）の写し

のいずれか（併用されても結構です。）を添えて、選挙期日（投票日）後30日まで（4ページの6参照）に必着するように「〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地、川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係」宛てに提出してください。

なお、②を添付した場合は、不在者投票を行わなかった選挙人の氏名を2本線で抹消してください。

- (2) 外部立会人に関する経費（謝金等を支払った場合）の請求手続

不在者投票に外部立会人を立ち合わせ、その経費（当該外部立会人への謝金及び旅費）を支払った場合、実際に支払った額又は12,400円（旅費を含む）のうち少ない金額を上限として、川崎市選挙管理委員会から支給されます。

ただし、上記金額（12,400円）は8.5時間分であり、これに満たない

場合は、「報酬額早見表」のとおり従事時間に応じた報酬金額とします。

なお、「指定病院等」が独自に立会人を選定した場合又は市区町村等の職員を選定した場合は、川崎市選挙管理委員会からの経費支給の対象とはなりません。

【報酬額早見表】

1回当たりの従事時間	報酬額
1時間（1時間以内）	1,459円
2時間（1時間を超え、2時間以内の場合）	2,918円
3時間（2時間を超え、3時間以内の場合）	4,376円
4時間（3時間を超え、4時間以内の場合）	5,835円
5時間（4時間を超え、5時間以内の場合）	7,294円
6時間（5時間を超え、6時間以内の場合）	8,753円
7時間（6時間を超え、7時間以内の場合）	10,212円
1日相当（7時間を超える場合）	12,400円

※ 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。

〔請求手続〕

経費請求書（第4号様式、26ページ参照）に、

- ① 区選挙管理委員会から送付された外部立会人選定通知（32ページ参照）の写し
 - ② 外部立会人から受領した謝金等の領収書の写し
- の両方を添えて、選挙期日（投票日）後30日まで（4ページの6参照）に必着するように「〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地、川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係」宛てに提出してください。

10 特殊な投票の手続

不在者投票の事務処理については、今まで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票の手続があります。これらのことの詳細や不明な点については、市又は区選挙管理委員会にお尋ねください。

（1）選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員の場合の手続

選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。

(2) 郵便等による不在者投票制度

一定の条件にあてはまる方は、郵便等による不在者投票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便等により「投票用紙等」の交付を区選管委員長に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が区選管委員長に対して郵便等により送付する制度です。

郵便等による不在者投票制度の対象となるのは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳又は介護保険法に規定する被保険者証の交付を受けている方のうち、障害の程度が一定の程度に該当し、あらかじめ区の選挙管理委員会から、郵便等投票証明書の交付を受けている人のみです。

※ 自ら記載することができない一定の選挙人については、あらかじめ区選管委員長に届け出た者をして記載させることができます。

この場合、「指定病院等」で投票を記載することもあります。が、「指定病院等」の長が不在者投票管理者となってしまうので、御注意願います。

なお、郵便等による不在者投票を行うことができる人が、郵便等によらず、一般の「指定病院等」での不在者投票を行う場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者となります。

(3) 代理投票の仮投票（この場合は、区の選挙管理委員会にお問い合わせください。）

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人が拒否の決定に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

代理投票の仮投票をさせる場合は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に「候補者1人の氏名」を代理記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させることになります。

11 使用する様式等

事務内容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
選挙人に「投票用紙等」の代理請求を依頼された場合	依頼書 (第1号様式)	選挙人が記載して不在者投票管理者に提出。不在者投票管理者が保管。	21ページ
不在者投票管理者が「投票用紙等」を区選管委員長に代理請求する場合	投票用紙等交付請求書 (第2号様式)	不在者投票管理者が記載。下記の投票用紙等交付請求書別紙を添付して、選挙人名簿登録地の「区選管委員長」に送付。	22ページ
	投票用紙等交付請求書別紙 (第2号様式の2)	不在者投票管理者が記載。上記の投票用紙等交付請求書に添付。	23ページ
選挙人が自ら「投票用紙等」を区選管委員長に請求したいと申し出た場合	請求書(兼宣誓書) (第3号様式)	選挙人が記載して、選挙人の名簿登録地の区選管委員長に送付。	25ページ
不在者投票終了後、不在者投票事務経費を請求する場合	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。下記の不在者投票者氏名等一覧を添えて、選挙期日(投票日)後30日まで(4ページの6参照)に必着するよう <u>川崎市選挙管理委員会</u> に送付。	26ページ
	不在者投票者氏名等一覧 (第5号様式)(注1)	不在者投票管理者が記載。上記の経費請求書に添付。	28ページ
外部立会人の選定を依頼する場合	外部立会人選定依頼書	不在者投票管理者が記載して、指定病院等の所在する区の選挙管理委員会に送付。	31ページ
外部立会人の選任及び承諾 (不在者投票立会い当日)	立会人選任書	立会い業務開始前に、外部立会人となるべき者に立会人選任書及び立会人承諾書を渡し、外部立会人となるべき者から必要事項を記入した立会人承諾書を受領。	33ページ
	立会人承諾書		34ページ
外部立会人に謝金等を支払った場合の経費を請求する場合	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。下記の外部立会人選定通知及び領収書の写しを添えて、選挙期日(投票日)後30日まで(4ページの6参照)に必着するよう <u>川崎市選挙管理委員会</u> に送付。	26ページ
	外部立会人選定通知 (注2)	外部立会人の選定を依頼した指定病院等の所在する区の選挙管理委員会から送付。	32ページ
	領収書 (注2)	立会い終了後、外部立会人に謝金等を支払う際に受領。	

※ 網掛け部分については、外部立会人に関する事務手続となります。

注1 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式）に代えて、「区選管委員長名」入りの「投票用紙等の送付について」（30ページ参照）の写し（「指定病院等」で投票用紙等交付請求書別紙（第2号様式の2、23ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）でも結構です（併用されても結構です）。

注2 外部立会人選定通知及び領収書両方の写しを添えてください。

注3 川崎市選挙管理委員会のホームページから用紙をダウンロードすることができますので、御利用ください。

ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/910/page/0000180952.html>



依 頼 書

私は、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙（川崎区の選挙人については川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙を含む。）の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼します。

令和7年 月 日

(指定病院等の不在者投票管理者)

様

選挙人住所 川崎市 区

フリガナ
選挙人氏名

(※代理人氏名)

生 年 月 日 明治 年 月 日
大正
昭和
平成

病棟等	
階	

※ 代理人氏名の欄は、代理人がこの用紙に記載した場合に、その方の名前を記入してください。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人 人は、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙（川崎区の選挙人については川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙を含む。）の当日、（当病院に入院加療中、当老人ホームに入所中、当施設に入所中）のため（当病院、当老人ホーム、当施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、別記の選挙人に代わって投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和7年 月 日

(宛先) 川崎市.....区選挙管理委員会委員長

施設の所在地	(〒 -)		
	(電話番号 - -)		
施設の名称			
不在者投票 管理者の職・氏名	(病院長、老人ホームの長若しくは施設の長又はこれらの代理人の氏名を記入してください)		
	職 名		氏 名
事務担当者氏名			

◎ 注 意

- 1 選挙人の氏名等は、投票用紙等交付請求書別紙に記載し、名簿登録地が同一の区選挙管理委員会ごとにとりまとめてこの請求をしてください。
- 2 投票用紙等交付請求書別紙の「施設の名称」欄には、当該選挙人が投票する場所として、当該病院、老人ホーム等の名称を記入してください。また、選挙人が視覚障害者であるため点字投票をする場合には、「点字希望」欄にチェックを入れてください。
- 3 この用紙で投票用紙等を請求する際は、投票用紙等交付請求書別紙を使用し、不在者投票者氏名等一覧は使用しないでください。

投票用紙等交付請求書別紙

※請求先(区)毎に作成し、「投票用紙等交付請求書」と一緒に各区選管へ提出

(全 枚中 枚目)

太枠内をすべて記入してください。

施設名	
-----	--

事務処理欄 (※記入しないでください)			
請求年月日	直・郵		. .
交付年月日	直・郵	施設・滞在・在宅	. .
受理年月日 (返還)	直・郵		. .

No	施設記入欄				事務処理欄 (※記入しないでください)				
	選挙人名簿に記載されている住所	(フリガナ) 選挙人氏名	生年月日	点字 希望	投票区	名簿 番号	整理 番号	備考	受理年月日 (返還) 直・郵
1				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
2				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
3				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
4				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
5				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
6				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
7				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
8				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
9				<input type="checkbox"/>					受・返 . .
10				<input type="checkbox"/>					受・返 . .

投票用紙等交付請求書別紙 (記載例)

※請求先(区)毎に作成し、「投票用紙等交付請求書」と一緒に各区選管へ提出

(全 1 枚中 1 枚目)

太枠内をすべて記入してください。

太線の中のみ記載してください
(施設名はゴム印でも可)

施設名	センキョ病院
-----	--------

事務処理欄 (※記入しないでください)			
請求年月日	直・郵		・
交付年月日	直・郵	施設・滞在・在宅	・
受理年月日 (返還)	直・郵		・

No	施設記入欄				投票区	名簿 番号	点字投票をする場合には チェックマークを入れてください。	受理年月日 (返還) 直・郵
	選挙人名簿に記載されている住所	(フリガナ) 選挙人氏名	生年月日	点字 希望				
1	川崎市川崎区宮本町○-△	センキョ タロウ 選挙 太郎	昭和●年●月●日	<input checked="" type="checkbox"/>			受・返 ・	
2	川崎市川崎区宮本町□-◆	センキョ ハナコ 選挙 花子	平成▲年▲月▲日	<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
3				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
4				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
5				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
6				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
7				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
8				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
9				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	
10				<input type="checkbox"/>			受・返 ・	

請求書 (兼宣誓書)

私は、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙（川崎区の選挙人については川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙を含む。）の当日、次のいずれかの不在者投票理由に該当する見込みです。

なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

〔不在者投票理由〕

- ・ 仕事、学業、その他の用務に従事
- ・ 用事、レジャー等のため、投票所のある区域の外に外出、旅行、滞在
- ・ 病気、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難
- ・ 住所移転のため、他の市区町村に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 7 年 10 月 日

(宛先) 川崎市 区選挙管理委員会委員長

フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
選挙人名簿に記載されている住所	川崎市 区
現住所	(〒)
投票用紙等の送付先	(上記の現住所と同じ場所については、記載不要です。) (〒)
日中連絡のとれる電話番号	
不在者投票に出向く予定の市区町村	(市・区・町・村名 (施設で投票する場合は施設名) を記入してください)

※この様式は、宛先に記載された選挙管理委員会に直接持参するか郵便等で送付してください。

なお、電子メールやFAXでの請求はできません。

—事務処理欄— ※こちらには記入しないでください。

投票区		名簿の表示	
備考			

川崎市用

整理番号

経費請求書

令和 年 月 日

(請求先)
川崎市 長

指定病院等
→川崎市選挙管理委員会

一金 円也 (=ア+イ)

令和7年執行の川崎市長選挙(川崎区の選挙人については川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙を含む。)における不在者投票に関する経費を上記のとおり請求します。

(内訳)

1 不在者投票事務経費(投票した選挙人1人につき1,236円)

計 円(ア)

(選挙人 人分)

※ 実際に投票した人数を記入してください。川崎市長選挙及び川崎区の選挙人については川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の2つの投票をした場合でも1人と計算します。

① 不在者投票者氏名等一覧(第5号様式)

② 投票用紙等の送付について(「区選管委員長」の公印入り)の写し

※ ②を添付する際、不在者投票を行わなかった選挙人については、氏名を2本線で抹消してください。

2 外部立会人経費

計 円(イ)

※ 外部立会人が複数いる場合は「外部立会人経費内訳書」を記入するとともに、全ての報酬額の合計を記入してください。

外部立会人氏名 _____ 立会日 令和 年 月 日
投票総数 _____ 立会時間 (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
立会場所 _____

・【添付書類】

- ① 外部立会人が複数いる場合は「外部立会人経費内訳書」
- ② 区の選挙管理委員会が発行した外部立会人選定通知の写し
- ③ 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し

請求者

※黒枠の中はすべて記入してください。

所在地	(〒 -)		
施設名称 (正式名称)			
施設の長 (院長)の 職名	施設の長 (院長)の 氏名	※印は施設の長(院長)の職印又は私印。(施設名印は不可)	
電話番号	() - 内線	担当者	所属 氏名

次の口座への振込をお願いします。

請求金額振込先

振込先金融機関名	金融機関コード	本・支店名	支店コード	種目
銀行・信用金庫 信用組合・農協				1. 普通 3. その他 2. 当座
口座番号 (7桁未満の場合は右詰で記入し、空欄を「0(ゼロ)」で埋めてください。)	フリガナ	※必ず記入してください。		
	口座名義人	※通帳の記載のとおり正確に記入してください。		

* 口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入してください。
なお、請求者と口座名義人が異なる場合は、次の欄にも記入し、必ず上記請求者欄で使用したものと同一の印章を押印してください。

上記名義人の口座へ振込願います。 名称及び代表者氏名	印
-------------------------------	---

【注意事項】

- 1 この請求書は、川崎市選挙管理委員会(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)宛て送付してください。
- 2 この用紙はコピーして使用できます。

外部立会人経費内訳書

黒枠の中はすべて記入してください。

立 会 日	令和7年 月 日
立 会 時 間	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分 (時間 分)
立 会 場 所	
外部立会人氏名 ※1	
報 酬 額 ※2	

立 会 日	令和7年 月 日
立 会 時 間	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分 (時間 分)
立 会 場 所	
外部立会人氏名 ※1	
報 酬 額 ※2	円

立 会 日	令和7年 月 日
立 会 時 間	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分 (時間 分)
立 会 場 所	
外部立会人氏名 ※1	
報 酬 額 ※2	円

◎ 外部立会人が複数いる場合は立会人ごとに、また、立会日が複数ある場合は立会日ごとに記入してください。

- ※1 経費の請求ができるのは、各区選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせた場合に限りです。
- ※2 実際に支払った額を記載してください。ただし、1日につき12,400円（旅費を含む8.5時間分）を上限とします。
 従事時間数：1回当たり7時間以下 → 1時間未満は1時間に切り上げ
 // 7時間超（8.5時間未満） → 1日（8.5時間）

【報酬額早見表】

1回当たりの従事時間	報酬額
1時間（1時間以内）	1, 459円
2時間（1時間を超え、2時間以内の場合）	2, 918円
3時間（2時間を超え、3時間以内の場合）	4, 376円
4時間（3時間を超え、4時間以内の場合）	5, 835円
5時間（4時間を超え、5時間以内の場合）	7, 294円
6時間（5時間を超え、6時間以内の場合）	8, 753円
7時間（6時間を超え、7時間以内の場合）	10, 212円
1日相当（7時間を超える場合）	12, 400円

1時間未満の端数は、1時間に切り上げ。

不 在 者 投 票 者 氏 名 等 一 覧

番号	選挙人名簿に記載 されている住所	フリガナ 選挙人氏名	番号	選挙人名簿に記載 されている住所	フリガナ 選挙人氏名
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※ 経費請求書に添付してください。

[不在者投票証明書] (本文8ページ)

不在者投票証明書

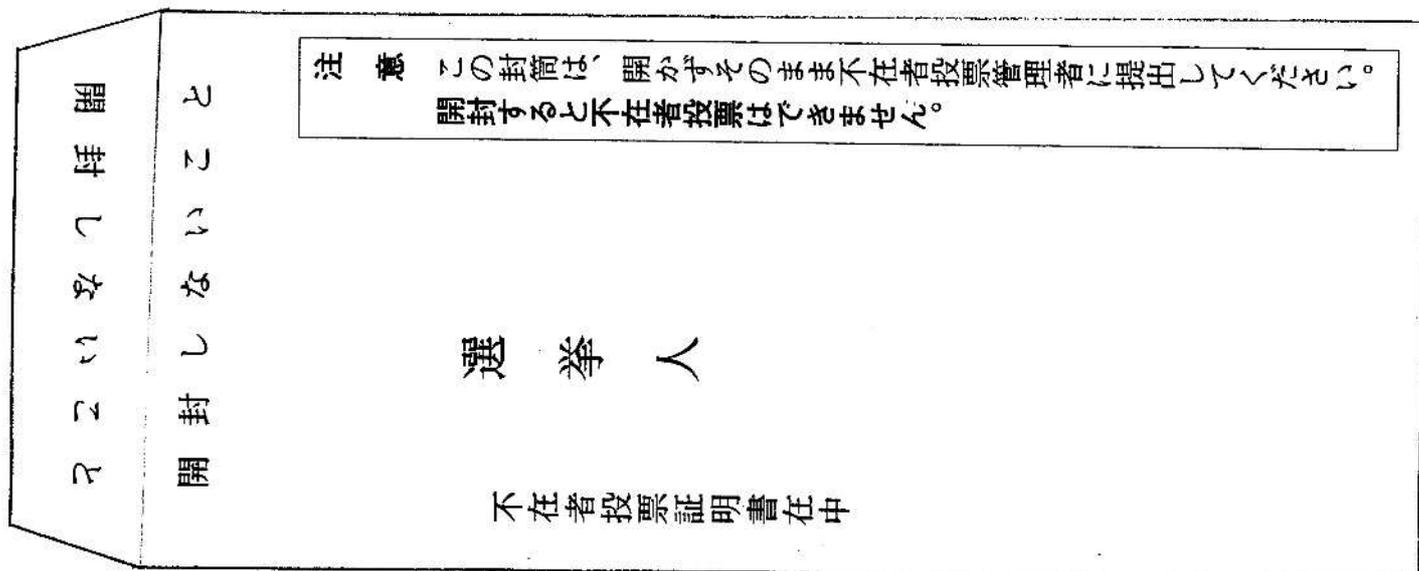
選挙	令和7年 月 日執行 川崎市長選挙 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙		
選挙人		生年 月日	
投票しようとする 病院、老人ホーム その他の 施設の名称			
その他の 事項			

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

川崎市 区選挙管理委員会
委員長

[不在者投票証明書用封筒] (オレンジ色の封筒、本文8ページ)



[投票用紙等の送付について] (本文16ページ)

令和〇年〇月〇日

2108577

川崎市川崎区宮本町1番地

センキョ病院 様

川崎市〇〇区選挙管理委員会

委員長 ●● ■■

投票用紙等の送付について

令和7年10月26日

川崎市長選挙

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

における下記の選挙人について不在者投票用紙等を交付（送付）します。

なお、選挙人名簿で確認したところ、投票ができない選挙人には、その理由を記入してありますのでご了承ください。

記

氏名	市長	市補	備考
選挙 太郎	○	○	101-1-000-00
選挙 花子	○	○	101-1-000-01
選挙 次郎	○	○	101-1-000-02
合計	3	3	

令和7年 月 日

川崎市_____区選挙管理委員会事務室 宛て

（指定施設名）

（指定施設の長）

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を実施する予定ですので、ついては、同条第10項の規定に基づく外部立会人の選定をお願いいたします。

日 時 : 令和7年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

場 所 :

投票予定人数 :

施設名 :

【問い合わせ】

（指定病院等名）

（担当者名）

電 話 : 044 - -

FAX : 044 - -

[外部立会人選定通知] (本文15ページ)

※ 当該様式は、外部立会人の選定を依頼した場合、区の選挙管理委員会から送付されます。

令和7年●●月●●日

(指定施設名)

(指定施設の長) 様

川崎市●●区選挙管理委員会事務局

外部立会人の選定について (通知)

貴施設から依頼のありました外部立会人の選定について、次のとおり、外部立会人を選定しましたので通知します。

- (フリガナ) ●●●● ●●●●
- 1 立会人氏名 ● ● ● ●
- 2 立会日時 令和7年●●月●●日 (●) 午前・午後●●時●●分

※ 当該立会人に対しては、別紙のとおり、貴施設の不在者投票における外部立会人となる旨をお知らせしています。なお、当日は、当該立会人に対し、別添の立会人選任書及び立会人承諾書を渡し、当該立会人の記入した立会人承諾書を受領してください。

(問い合わせ)

川崎市●●区選挙管理委員会事務局

電話：044-●●●-●●●●

FAX：044-●●●-●●●●

令和7年●●月●●日

立 会 人 選 任 書

● ● ● ● 様

（指定施設名）

（指定施設の長の氏名）

㊟

あなたを、次のとおり、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙について、当院（当施設）における不在者投票の立会人に選任します。

立会日時 令和7年●月●日（●）午前・午後●●時●●分～●●時●●分

不在者投票の実施場所 （ ●●階●●会議室 ）

（問い合わせ）

（指定施設名）

（担当者名）

電 話：044-●●●-●●●●

FAX：044-●●●-●●●●

令和7年●●月●●日

立会人承諾書

(指定施設の長) 様

(住 所)

(電 話 番 号)

(氏名 (自署))

次のとおり、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙について、貴院（貴施設）における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

立会日時 令和7年●●月●●日（●）午前・午後●●時●●分～●●時●●分

不在者投票の実施場所 （ ●●階●●会議室 ）

〔投票用紙等請求用ラベル（請求先：区の選挙管理委員会）〕（本文5ページの②）

不在者投票管理者は、入院（入所）者に投票の意思を確認した上で、必要な数の「投票用紙等」を区の選挙管理委員会に請求します。

なお、請求は当該選挙人が選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会ごとに行っていたため、以下の宛名ラベルに下記使用例を参考にして、必要な所在地、区の選挙管理委員会名を記載の上、送付してください。

<p>〒 213-8570</p> <p>(所在地) 川崎市 高津区下作延2-8-1</p> <p>川崎市 <u>高津</u> 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・別紙 在中</p> <p>(請求用)</p>

〔投票用紙等送付用ラベル（送付先：区の選挙管理委員会）〕（本文5ページの⑥）

「指定病院等」において不在者投票を行った後、人数分の「投票用紙等」を区の選挙管理委員会に送付します。

なお、送付は、当該選挙人が選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会ごとに行っていただきますが、区の選挙管理委員会から「投票用紙等」を交付する際に、投票の終わった不在者投票の送付先を記載した宛名ラベルを送付しますので、その宛名ラベルを使用してください。また、以下の宛名ラベルに下記使用例を参考にして、必要な所在地、区の選挙管理委員会名及び不在者投票を行った選挙人の人数を記載の上送付していただいても結構です。

注意：「投票用紙等」の送付（返送）は、選挙期日前に確実に区の選挙管理委員会に届くよう、郵送日程を考慮しながら、余裕をもってお送りください。

<p>〒 213-8570</p> <p>(所在地) 川崎市 高津区下作延2-8-1</p> <hr/> <p>川崎市 <u>高津</u> 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 (5) 名分在中</p> <p>[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>不在者投票用紙 () 名分在中</p> <p>[送付用]</p>

Ⅲ 資 料

1 「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集

(凡例) 法・・・公職選挙法、 令・・・公職選挙法施行令

番号	項目	質疑事項	回 答	関係規定
1	不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書	1 「指定病院等」に入院（入所）中の人が、投票用紙等（投票用紙及び不在者投票用封筒のことをいう。以下同じ。）の請求を「指定病院等」の長に依頼（代理請求の依頼）した場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を提出しなければならないか。	1 代理請求の場合は必要ありません。	令52条
2	投票用紙等の請求	2-1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示の日前においても行うことができるとされているので、今回の選挙について直ちに請求してもよいか。	2-1 差し支えありません。 ただし、選挙人が船員の場合であって、総務省令で指定する選挙管理委員会の委員長に対し請求する場合は、告示日前には請求できません。	令50条 令51条 令53条
		2-2 病院に入院中の者の付き添いをしている人について、指定病院の院長が代理請求をすることができるか。また、その人は指定病院内で不在者投票ができるか。	2-2 前段、後段ともにできません。 なお、この者については、名簿登録地の選管で期日前投票を行うか、現に滞在している地の選管で不在者投票を行うこととなります。	
		2-3 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは自動車、電車等を利用して代理請求を行わなければならないか。	2-3 代理請求を断ることはできませんが、郵便等によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由です。できれば不在者投票が可能となるよう御配慮ください。	
		2-4 入院患者から今日投票用紙等の代理請求をしてほしい旨依頼があったが、郵便等では時間的に間に合わないため、本人の家族の者に院長の補助者として選管に請求に行かせてよいか。	2-4 院長の管理権の及ぶ人（補助者）と認められれば差し支えありません。 なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させるよう御配慮ください。	
		2-5 投票用紙等の代理請求の際に、選挙人から徴する依頼書は、選管に送致するのか、それとも手元に保管するのか。 また、その保管すべき期間はどのくらいか。	2-5 前段 不在者投票管理者において保管してください。 後段 不在者投票経費の請求の手続が完了するまでの間は保管してください。 なお、選挙の効力又は当選の効力に関する異議の申出がされた場合は、それに伴う争訟が終結するまでの間保管していただく必要がありますが、その際は市選管から連絡します。	法202条 法203条 法206条 法207条

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
3	選挙公報	3 選挙公報は、「指定病院等」にも配布されるか。	3 市選管から「指定病院等」宛て送付はいたしません。市選管ホームページに掲載された選挙公報をご覧ください。	法 170 条
4	候補者氏名等掲示	4 入院患者から候補者氏名一覧を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を痛感しているが、選管で配布する予定はないか。	4 市選管から配布はしませんが、区選挙管理委員会が要請に応じ個別に送付することは、差し支えない取り扱いとしています。 ただし、送付された候補者氏名一覧を掲示することは差し控えてください。 なお、「指定病院等」において配布された候補者氏名一覧に手を加えることのないようお願いいたします。	法 175 条
5	選挙人への便宜及び立候補届出期間	5 選挙人への便宜のため、立候補状況がわかる新聞を投票記載台近くの適当な場所に、不在者投票管理者が置いておくことはどうか。	5 選挙人の便宜を図るうえからやむを得ません。 なお、立候補の届出期間は選挙期日の告示の日 1 日のみですので念のため申し添えます。	法 86 条の 4
6	不在者投票をする期間	6 投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日をあらかじめ定めてする投票日まで、不在者投票管理者が保管することはどうか。	6① 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨申出があった場合にこれを拒否することはできません。 ② 不在者投票管理者が保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合、選挙人の了解を得て、保管するのであれば差し支えありません。	令 5 8 条
7	不在者投票の方法	7-1 投票の記載をする筆記用具には、定めがあるか。 7-2 選挙人が投票記載所に候補者氏名一覧や候補者の氏名を記したメモを自ら持ち込み、見ながら投票用紙に記入してもよいか。 7-3 投票記載所の数には、制限があるか。 7-4 「指定病院等」に入院（入所）中の伝染病患者及び精神病患者で必ずしも歩行不可能ではない者を、投票日当日投票のために外出させることは適当でないので、「指定病院等」内で不在者投票をさせて差し支えないか。	7-1 特にありませんが、赤鉛筆の使用はできるだけ避けてください。 7-2 差し支えありませんが、他の選挙人に見せるようにしてはなりません。 7-3 ありません。 7-4 歩行困難な者とみなして不在者投票をさせて差し支えありません。	令 5 8 条 令 5 8 条 令 5 8 条 法 4 9 条

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
		7-5 選挙人が不在者投票を行う時点で、その者が選挙期日の当日に入院中又は入所中の見込みであれば、投票をさせてよいか。通所についてはどうか。	7-5 前段 差し支えありません。ただし、選挙期日までに退院又は退所することが明らかな場合は投票できませんので御注意ください。 後段 通所者は投票できません。	
		7-6 A(指定)病院に入院中に投票用紙等の交付を受けた者が、その後B(指定)病院に移った場合に、B病院内で不在者投票させることができるか。	7-6 選挙人が、自ら投票用紙等の交付を請求した場合に限りさせることができます。 しかし、その人が自分の投票区の区域外の病院(A)に入院中であることを理由に投票用紙等の交付を受けており、新たに移った病院(B)が、その人の投票区と同一区域内にあるときは、原則不在者投票はできませんが、天災・悪天候により外出困難である場合などは不在者投票事由に該当するので、区域内であっても、不在者投票を行うことができます。	令50条
		7-7 選挙人の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それらを受理したが、その前に選挙人が退院・退所した場合の処置について	7-7 経緯を詳細に書いて投票用紙等を至急、交付した区選管に返送してください。 なお、当該選挙人に対しては不在者投票理由が消滅したため投票用紙等を区選管に返送した旨及び投票日当日投票所に行けば投票できる旨を連絡してください。	令64条
		7-8 選挙人から請求依頼があり投票用紙等を選管からとりよせたところ、本人が人事不省に陥り、不在者投票ができなくなった場合、不在者投票管理者としてどう処置したらよいか。	7-8 投票日の前日まで不在者投票管理者においてこれを保管してください。不在者投票ができず、その後選挙の当日投票に行ける状態になれば、投票所で当該不在者投票用紙と引き換えに投票できますので、その時に交付してください。 なお、当日投票もできなかった時は、投票時間経過後、理由を付して区選管に返送してください。	令64条
		7-9 自書能力もなく口もきけない人が候補者の一覧表を載せた新聞を持ってきて、自分が投票したい人の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。	7-9 選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。	令58条
		7-10 投票箱の設置についての定めはあるか。	7-10 ありません。 投票箱の設置は特に義務づけられていませんが、一定の適当な箱(例えば、手さげ金庫)に一時保管してください。	
		7-11 投票立会人は、不在者投票の期間の途中で変更して差し支えないか。	7-11 差し支えありません。	令58条

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
		7-12 ベッド上で投票することになる場合、投票記載台についてもベッド上で記載できるよう足を短くするなど改良して使用したいがどうか。	7-12 差し支えありません。要は投票の秘密が守られるよう配慮されていければ結構です。	令58条
		7-13 代理投票を行わせる場合に、代理投票の補助者の氏名を病院内の記録にとどめる必要があるか。	7-13 法令上何ら定めがありませんのでその必要はありませんが、任意に行うことは差し支えありません。 しかし、代理投票の仮投票においては、補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面に記載することとなりますので念のため申し添えます。	
		7-14 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名について、「記名」と「署名」との相違はどこか。	7-14 「記名」は本人以外の者が記載しても差し支えありませんが、「署名」は本人が自書しなければなりません。したがって、「記名」の場合はゴム印なども使用できますが、「署名」の場合は使用できません。	令60条
		7-15 病院長名で投票用紙の代理請求をした後、病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理（副院長）が院長事務を行っているが、この場合不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいか。	7-15 院長代理何某と記載してください。	令60条
		7-16 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなくてはならないか。	7-16 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者が2人の計4人いなければなりません。	令58条
8	投票の送致	8 不在者投票の送致の際に、送致用封筒の表面に記載する「投票在中」という文言は朱書きによるか。	8 法令上の定めはありませんが朱書きをお願いします。	令60条
9	経費の請求	9-1 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払額に相違があるか。	9-1 いずれも同額で1,236円です。	
		9-2 経費の請求は、投票用紙等の交付数又は投票数のいずれで算出すべきか。	9-2 投票数で算出してください。	

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
10	その他	<p>10-1 投票当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。</p> <p>10-2 選挙期間中に不在者投票管理者が変更となった場合、選挙管理委員会に報告する必要があるか。</p>	<p>10-1 主に次のようなものです。</p> <p>① 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない投票</p> <p>② 不在者投票用外封筒に選挙人の署名に代えてゴム印で記名した投票</p> <p>③ 不在者投票用外封筒に投票した年月のみで日の記載のない投票</p> <p>④ 不在者投票用外封筒に投票場所の記載が不十分な投票</p> <p>⑤ 不在者投票用外封筒の封が破られている投票</p> <p>⑥ 正規の不在者投票用外封筒を用いない投票</p> <p>⑦ 不在者投票用外封筒に立会人の署名がない投票</p> <p>⑧ 不在者投票用外封筒に立会人の氏名をゴム印で記名した投票</p> <p>10-2 報告の必要はありません。なお、施設の種類や所在地が変更となった場合には、区の選挙管理委員会にその旨を速やかに連絡してください。</p>	令63条

2 平成14年9月26日付け各不在者投票指定施設の施設長宛て通知

選管第149号
平成14年9月26日

各不在者投票指定施設
施設長 殿

神奈川県選挙管理委員会書記長

不在者投票指定施設における事務処理について（お願い）

貴職におかれましては不在者投票管理者として、日ごろより選挙事務の執行に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本県における不在者投票に関しましては、昨年の参議院選挙において全投票数の約1割を不在者投票が占めるなど選挙人の関心も高くなり、また、投票参加の点からも重要な役割を果たしておりますが、別紙の例のように他県の不在者投票指定施設において、不在者投票事務が適切に行われていなかったため、当該選挙が無効になり再選挙となるという事例も起きているところです。

つきましては、日常業務多忙の折、大変恐縮ですが、不在者投票事務の適切な執行に当たり、特に御留意いただきたい点を次のとおりまとめましたので御確認いただきますようお願いいたします。

- 1 不在者投票に当たり、選挙人に代わって投票用紙を選挙管理委員会に請求される場合には、依頼書の提出を求めるなど、選挙人の意思を十分確認していただくようお願いいたします。
- 2 施設内に投票の記載場所を設けるに当たっては、投票の秘密保持等の観点から、相当の設備により、選挙人の投票の秘密が守られるよう一層の配慮をお願いいたします。また、選挙人の病状によりベッドの上で不在者投票を行うことは認められておりますが、これは、選挙人が重病人等歩行困難な場合に認められる例外的な投票方法ですので御注意願います。
- 3 指定施設における不在者投票の事務の管理執行に当たって、選挙の自由公正の確保、投票の秘密保持を図り、選挙人の投票に干渉したり、施設関係者が業務上の地位を利用し、入院患者（入所者）に対して選挙運動を行うといったことのないよう、適切な執行に十分御配慮いただきますようお願いいたします。

(別紙)

秋田県北秋田郡阿仁町

町内の老人ホームで、入所者の投票意思を確認せずに投票用紙を代理請求し、このうち、寝たきり入所者については、誰に投票するかを入所者の家族に尋ねて代理投票をしたという違法行為があった。

当該選挙の結果が僅差であったため、選挙結果に異動を及ぼす虞があると判断され、当該選挙は無効となり再選挙が行われた。

富山県下新川郡入善町

町内の老人ホームで、入所者の投票意思を確認せずに全員分の投票用紙を代理請求し、全員が不在者投票を行った。

代理投票を行った選挙人のうち十数名の選挙人については、自らの意思を補助者等に伝えられる心身状態でなく、代理投票が適正に行われていたとは認められなかった。

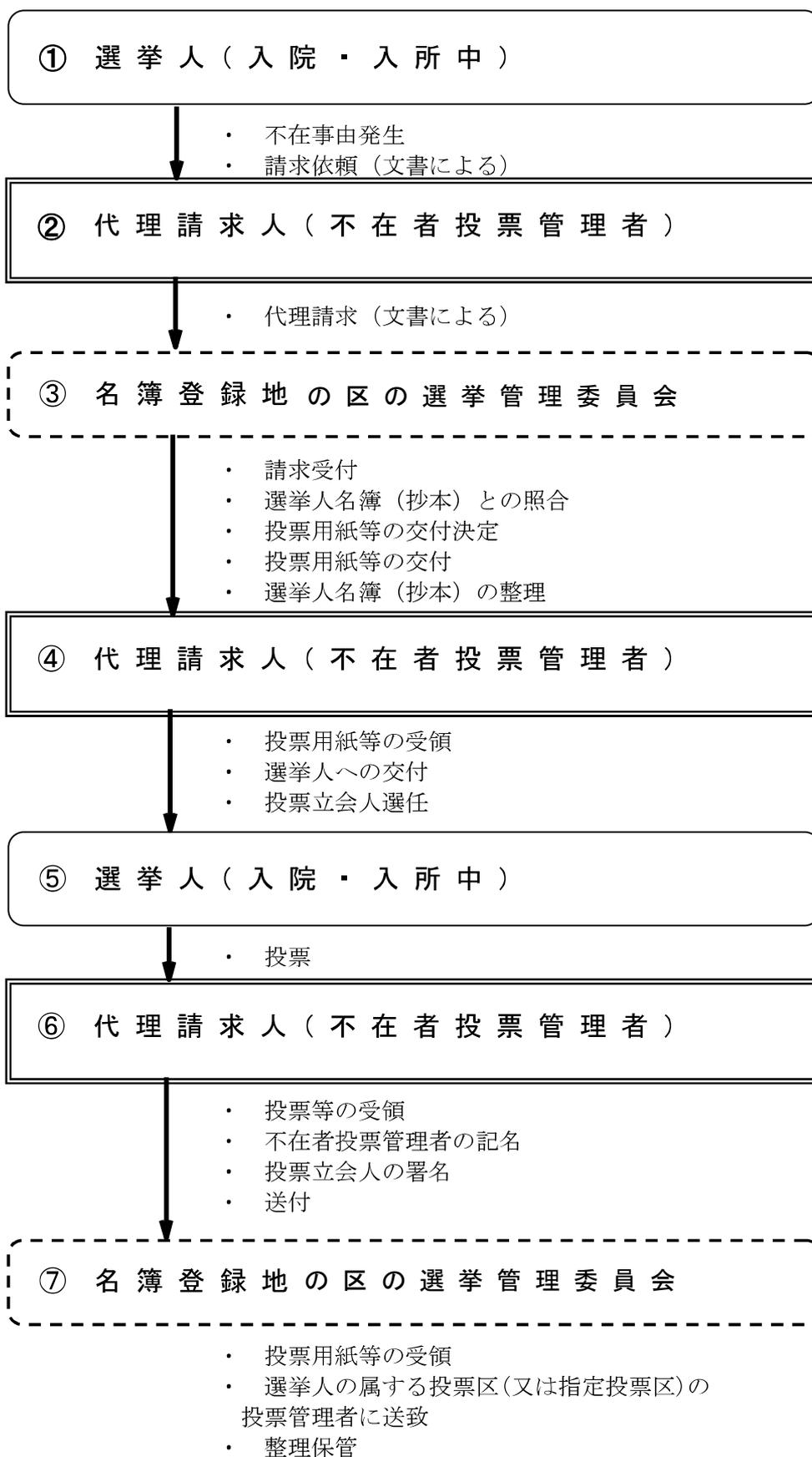
当該選挙の結果が僅差であったため、選挙結果に異動を及ぼす虞があると判断され、当該選挙は無効となり再選挙が行われた。

不在者投票チェックリスト（指定施設）

- 1 不在者投票管理者等は、それぞれの職務についてこのチェックリストを使って確認し、チェックリストは選挙後も保管してください。
- 2 選挙の際は、不在者投票立会人及び代理投票補助者並びに必要なより不在者投票管理事務補助執行者を選任してください。
- 3 不在者投票管理者は、不在者投票の前に、不在者投票立会人など不在者投票事務従事者へそれぞれの職務について説明を行い、打合せ、リハーサル等を行ってください。

大切な一票

指定施設における不在者投票事務の流れ



指定施設における不在者投票事務従事者

※ 投票事務の執行

◎ 不在者投票管理者 ⇨ チェックリストⅠ

不在者投票事務全般を管理執行

- ・ 不在者投票手続のすべてについて最終的な決定
- ・ 不在者投票事務従事者を指揮監督
- ・ 投票立会人を選任
- ・ 代理投票の申請があった場合は、代理投票の要件に該当するか否かを確認の上、投票立会人の意見を聴き代理投票補助者（２人）を選任

○ 不在者投票管理事務補助執行者（※必要な場合）

「不在者投票管理者」の指示のもとで次の事務に従事

- ・ 各区選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒を交付請求
- ・ 投票用紙及び投票用封筒を点検の上、選挙人に交付
- ・ 秘密保持、不正防止のための不在者投票記載場所の設置
- ・ 投票済の不在者投票を各区選挙管理委員会へ送致

○ 代理投票補助者（２人）（※代理投票が必要な場合）

◎ 代理投票補助者（Ａ）⇨ チェックリストⅡ

- ・ 心身の故障その他の事情により候補者の氏名を自ら書くことができない選挙人のために、選挙人の指示する候補者等を投票用紙に記載
- ・ 投票用紙を内封筒と外封筒に入れて封かん
- ・ 封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載

◎ 代理投票補助者（Ｂ）⇨ チェックリストⅡ

- ・ 選挙人の指示どおり代理投票補助者（Ａ）が記載したかどうかを確認

（注） 不在者投票管理者は、代理投票補助者の事務に従事してはならない。

※ 投票の監視

◎ 不在者投票立会人（※選挙権のある者で１人以上）⇨ チェックリストⅢ

選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票事務の管理執行を監視

- ・ 投票用紙の点検から送致のための受理に至る全手続に立会い

（注） 不在者投票立会人は、不在者投票管理者（不在者投票管理事務補助執行者）及び代理投票補助者の事務に従事してはならない。

不在者投票チェックリストⅠ（不在者投票管理者用）

不在者投票管理者 氏名〔 〕
不在者投票管理事務補助執行者 氏名〔 〕

事 項	確認日	項 目
1 不在者投票管理者		① 不在者投票管理者としての資格はあるか。 (指定病院の長、指定老人ホームの長、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の長)
2 事務従事者の選任等		① 不在者投票立会人を選任したか〔必須〕。
		② 不在者投票立会人の意見を聴いて、代理投票補助者を選任したか〔代理投票が必要な場合は必須〕。
		③ 不在者投票管理事務補助執行者を選任したか〔不在者投票管理者の事務を補助させる場合は必須〕。
3 事務従事者への職務の説明等		① 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者へそれぞれの職務を説明したか。
		② 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者がそろって打ち合せやリハーサルを行ったか。
4 入所者からの投票の申立ての受付等		① 投票の申立てを行った入所者は、資格のある選挙人か。
		② 入所者が投票の申立てを行った旨の書類（依頼書）は提出させたか。
5 記載場所の設備等		① 記載台は記載が他人から見えないように設けたか。
		② 不在者投票管理者と不在者投票立会人の位置は、記載場所が見通せるような場所か。
		③ 記載場所に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか（掲示がある場合は撤去すること）。
		④ 候補者名等がわかる資料（候補者等を公平に取り扱っているもの）を準備したか（選挙人から問われた場合のみ提示すること）。

事 項	確認日	項 目
6 投票手続		① 本人確認を行って投票用紙を交付したか。
		② 重病人等歩行困難な選挙人を除き、所定の投票記載場所 で記載させたか。
		③ 代理投票(代理記載)の場合を除き、選挙人が投票用紙 を内封筒と外封筒に入れ、外封筒表面に署名したことを 確認したか。
		④ 外封筒に、投票年月日と投票場所を記載し、かつ、不 在者投票管理者名を記したか(ゴム印可)。
代理投票 (代理記載)		① 対象者は代理投票の事由(自分で候補者の氏名等を書 くことができない)に該当する選挙人であるかを確認し、 不在者投票立会人の意見を聴いたか。
ベッドにお ける投票		① 対象者は重病人等歩行困難な選挙人であるかを確認 したか。
		② 投票の秘密保持に十分配慮したか。
		③ 室内に候補者等の氏名やポスター等を掲示していな いか(掲示している場合は撤去すること)。
7 不在者投票の 送致		① 外封筒を適当な他の封筒に入れ、封をし、その表面に 投票が在中する旨を明記し、裏面に記名押印したか。
		② 直ちにその封筒を名簿登録地の区の選挙管理委員会 に直接持っていくか、又は郵便等をもって送付したか。
8 選挙運動の禁 止		① 不在者投票に関し、不在者投票管理者の業務上の地位 を利用して選挙運動を行わなかったか。

不在者投票チェックリストⅡ（代理投票補助者用）

代理投票記入補助者 氏名〔 〕
代理投票立会補助者 氏名〔 〕

事 項	確認日	項 目
1 選任等		① 不在者投票管理者から「代理投票補助者」の職務について説明を受けたか。
		② 不在者投票について関係者で打合わせ（リハーサル）を行ったか。
2 代理投票		① 選挙人は、心身の故障その他の事情により自書できない者だったか。
		② 代理投票補助者2人のうち、1人が立ち会い、他の1人が選挙人の指示する候補者名等を投票用紙に記載したか。
		③ 記載した投票用紙を選挙人に確認させ、内封筒及び外封筒に入れて封をしたか。
		④ 外封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載したか（ゴム印は使用不可）。
		⑤ 「不在者投票立会人」の職務と「代理投票補助者」の職務を兼ねなかったか。

◎川崎市・区選挙管理委員会所在地等一覧表

市区名	所 在 地	電 話	
川崎区選挙管理委員会	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地	電話	044-201-3124
		F A X	044-201-3209
幸 区選挙管理委員会	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	電話	044-556-6604
		F A X	044-555-3130
中原区選挙管理委員会	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地	電話	044-744-3128
		F A X	044-744-3340
高津区選挙管理委員会	〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号	電話	044-861-3124
		F A X	044-861-3103
宮前区選挙管理委員会	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	電話	044-856-3126
		F A X	044-856-3119
多摩区選挙管理委員会	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1	電話	044-935-3128
		F A X	044-935-3391
麻生区選挙管理委員会	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	電話	044-965-5109
		F A X	044-953-4989
川崎市選挙管理委員会	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	選挙係	044-200-3425
		管理係	044-200-3422
		F A X	044-200-3951

注「問い合わせ先」

- 1 「投票用紙等」の請求は、選挙人の名簿登録地の区選挙管理委員会
- 2 事務手続関係は、選挙人の名簿登録地の区選挙管理委員会又は川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課選挙係
- 3 経費関係は、川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係